



埼玉県報

第177号
令和3年(2021年)
1月26日
火曜日

目次

管理規程

- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 荒川右岸用排水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道二本木飯能線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道407号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道407号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道久喜騎西線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道久喜騎西線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道加須鴻巣線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道加須鴻巣線の供用の開始（行田県土整備事務所）

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年一月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次項の規定は適用しない。

附則に次の一項を加える。

- 16 職員が、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者を救護する業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三百二十円とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県下水道局職員給与規程附則第十五項及び第十六項の規定は、令和二年十月二十二日から適用する。

告示

埼玉県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川右岸用排水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任	職名	氏名	住所
理事	内田 光夫	埼玉県川越市大字北田島三百六十六番地	
同	澤田 勇夫	同 大字菅間七百二十六番地	
同	矢島 一雄	同 大字石田本郷四百四番地	
同	西島 貞一	同 大字鴨田八百二十四番地一	
同	新井 義平	同 大字中老袋三百六十六番地一	
同	三上 喜久藏	同 大字古谷上二千百十七番地一	
同	渋谷 實	同 同 五千六百六十三番地一	
同	堀井 重樹	同 大字古谷本郷千四百五番地一	
同	秦 隆行	同 大字大中居二百八十番地一	
同	栗原 政仁	同 大字南田島千五百八十四番地	
同	新井 透	同 大字並木三百七十四番地二	
同	若海 玄平	同 大字久下戸千八百十番地二	
同	宮崎 淳	同 大字古市場百八十一番地	
同	鴻村 和男	同 富士見市大字東大久保二百二十番地	
監事	西島 進	同 川越市大字鴨田二百五十一番地一	
同	沼野 孝	同 大字古谷上百七十八番地一	
同	木下 章	同 大字萱沼二千番地四	
同	新井 則幸	同 富士見市大字東大久保二千百九十三番地	
二 退任			
職名	氏名	住所	
理事	内田 光夫	埼玉県川越市大字北田島三百六十六番地	
同	矢島 一雄	同 大字石田本郷四百四番地	
同	江田 眞	同 同 千百四十四番地一	
同	西島 貞一	同 大字鴨田八百二十四番地一	
同	江田 弥寿之	同 同 大字上老袋百七十八番地	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鴻	沢	榎	監 西	時	小	若	高	鈴	三	粕	洪	野
村	田	本	島	田	泉	海	橋	木	上	谷	谷	原
和	邦	武		昭	鉄	玄	省	巳	恒	安		俊
男	彦	志	進	一	雄	平	三	子	生	治	実	明
同	同	同	同	同	同	同	同	男	同	同	同	同
富士見市大字東大久保二百二十番地	同 大字古市場六十一番地	同 大字小中居九百八十五番地一	川越市大字鴨田二百五十一番地一	富士見市大字東大久保千九百九十六番地	同 大字渋井九百十八番地	同 大字久下戸千八百十番地二	同 大字今泉七十八番地	同 藤木町十五番地十四	同 大字八ッ島三百五十五番地	同 大字古谷本郷八百五十四番地	同 同 五千六百六十三番地一	同 大字古谷上二百二十六番地一

告示

埼玉県告示第百一号

測量計画機関であるさいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

さいたま市北東部

四 作業期間

令和三年一月二十二日から令和三年三月十二日まで

告 示

埼玉県告示第百二二号

令和二年埼玉県告示第九百二十二号で公示した公共測量は、令和二年九月十一日終了した旨測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百三三号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（三、四級基準点）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

令和三年一月二十五日から令和三年三月二十三日まで

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 二本木飯能線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市大字南峯字南長沢九〇一番 一地从り同市大字南峯字北長沢 九〇五番一〇地先まで		区 間
一〇・二三〇 一〇・四五	七・八八〇 一六・八〇	敷地の幅員 (メートル)
二三九・四〇		延 長 (メートル)
		備 考

告示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鶴ヶ島市大字高倉字熊野前一〇七 八番一地从り同市大字高倉字熊 野前一〇七五番一地从りまで		区 間
二五・〇〇 二六・六七	一三三・一二 二四・七三	敷地の幅員 (メートル)
一四〇・六三		延長 (メートル)
平成二十六年九月十二日付け埼玉県飯能 県土整備事務所長告示第十五号の変更		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百七号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>鶴ヶ島市大字高倉字熊野前一〇七八番 一地从り同市大字高倉字熊野前一〇 七五番一地从りまで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年一月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年一月二十六日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第三号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一四〇・六三メー トル</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 久喜騎西線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市常泉字見竹三六番一地从 先 加須市日出安字下四七八番三地 先 まで	加須市常泉字立野五三一番一地从 先 加須市日出安字下五八四番一地从 先 まで		区 間
七・五〇〇 二九・五八	八・六九〇 一六・二二二		敷地の幅員 (メートル)
二四六二・二八	一四七七・六六		延長 (メートル)
			備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

久喜騎西線	路線名
先まで 加須市上高柳字八反田一五〇六番一 地 先から 加須市下高柳字上小宮一六三二番三 地	供用開始の区間
令和三年一月二十七日	供用開始の期日
延長九七七・七八メートル 令和三年一月二十六日付け埼玉県行田 県土整備事務所長告示第一号で告示し た道路予定区域の一部供用開始である。	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市上高柳字八反田一五〇六 番一地先まで	加須市上高柳字八反田一四六六 番一地先から	区 間
一四・〇九〆 二〇・六九	一三・四九〆 一四・五二	敷地の幅員 (メートル)
二三〇・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

<p>加須鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>先まで 加須市上高柳字八反田一五〇六番一 地 先から 加須市上高柳字八反田一四六六番一 地</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年一月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二三〇・〇〇メートル</p> <p>令和三年一月二十六日付け埼玉県行田 県土整備事務所長告示第三号で告示し た道路予定区域の一部供用開始である。</p>	<p>備考</p>